

延岡市相談支援従事者研修受講費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における相談支援従事者の確保を図り、相談支援の提供体制の充実を図るため、予算の範囲内で相談支援従事者研修に係る費用を補助することに関し、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定相談支援事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の20第1項に規定する事業所をいう。
- (2) 障害児相談支援事業所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項に規定する事業所をいう。
- (3) 障害福祉サービス事業所 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設及び第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。
- (4) 障害児通所支援事業所 児童福祉法第21条の5の15第1項に規定する事業所をいう。
- (5) 相談支援専門員 指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号）、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第226号）又は指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）に掲げる要件を満たす者をいう。

(6) サービス管理責任者 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）第1号に規定するサービス管理責任者をいう。

(7) 児童発達支援管理責任者 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に規定する児童発達支援管理責任者をいう。

(8) 研修 次に掲げる研修をいう。

ア 次に掲げる告示に規定する相談支援従事者現任研修

(ア) 指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの第2号

(イ) 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの第2号

(ウ) 指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの第2号

イ 次に掲げる告示に規定する相談支援従事者初任者研修

(ア) 指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの第2号イ

(イ) 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの第2号イ

(ウ) 指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの第2号イ

ウ 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等第1号イ(2)に規定するサービス管理責任者更新研修、同号イ(2)(一)に規定するサービス管理責任者基礎研修及び同号イ(2)(二)に規定するサービス管理責任者実践研修

エ 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家

庭庁長官が定めるもの第2号に規定する児童発達支援管理責任者更新研修、
同号イに規定する児童発達支援管理責任者基礎研修及び同号ロに規定する
児童発達支援管理責任者実践研修

- (9) 受講料等 研修の実施機関が定める受講料(受講に係るテキスト代を含む。)をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 補助金の申請をしようとする日(以下「申請日」という。)が属する年度の前年度の4月1日以後に研修を修了した者のうち、受講料等を全額支払っている者
- (2) 市内の特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、障害福祉サービス事業所又は障害児通所支援事業所に就業している者、内定を得て就業予定の者又は就業を希望する者
- (3) 地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する市町村民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に規定する国民健康保険の保険料(以下「市町村民税等」という。)を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が支払った受講料等とする。ただし、補助対象者が雇用されている事業者から受講料等の助成を受けた場合は、支払った受講料等から当該助成の額を差し引いた額を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、その上限額は、別表左欄に定める

研修種別に応じて、同表右欄に定める額とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)

に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 受講した研修の受講料等がわかるもの(研修パンフレット等)
- (2) 研修の修了証明書の写し
- (3) 受講料等の領収書の写し
- (4) 第2条第1号から第4号までに掲げる事業所に就業している者又は内定を得て就業予定の者にあつては、就業・内定証明書(様式第2号)(申請日の前1か月以内に発行されたものに限る。)
- (5) 第2条第1号から第4号までに掲げる事業所に就業を希望する者にあつては、申告書(様式第3号)
- (6) 市町村民税等を滞納していないことを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の補助金等交付申請書は、研修を修了した日の属する年度の翌年度末日(その日が延岡市の休日を定める条例(平成3年条例第1号)第2条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)に当たるときは、その日前の最も近い市の休日でない日)までに提出しなければならない。

(手続の特例)

第7条 補助金の交付については、次に掲げる手続を省略するものとする。

- (1) 規則第3条第1項に規定する事業計画書及び収支予算書の提出
- (2) 規則第12条第1項に規定する補助事業実績報告書及び収支計算書の提出
- (3) 規則第13条第1項の規定による補助金の額の確定

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(令和6年度における補助対象者の特例)

2 令和6年度においては、第3条第1号中の「年度の前年度」とあるのは「年度」と読み替えるものとする。

(要綱の失効)

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別 表（第 5 条関係）

研 修 種 別	上 限 額 （円）
(1) 相談支援従事者初任者研修 共通研修 2 日 + 演習 5 日 = 7 日間	50,000円
(2) 相談支援従事者現任研修 4 日間 ※5 年以内に受講	28,000円
○サービス管理責任者研修及び児童発達支援	
<u>管理責任者研修</u>	
(1) 基礎研修 ① 3 日間コース ② 5 日間コース ※3 日間コース：共通研修 2 日間受講者	① 21,000円 ② 36,000円
(2) 実践研修 2 日間 ※基礎研修受講後、2 年後の受講となる	14,000円
(3) 更新研修 2 日間 ※実践研修から 5 年以内に受講	14,000円

備考 この表の規定にかかわらず、相談支援従事者初任者研修の共通研修のみを受講した場合の上限額は、14,000円とする。